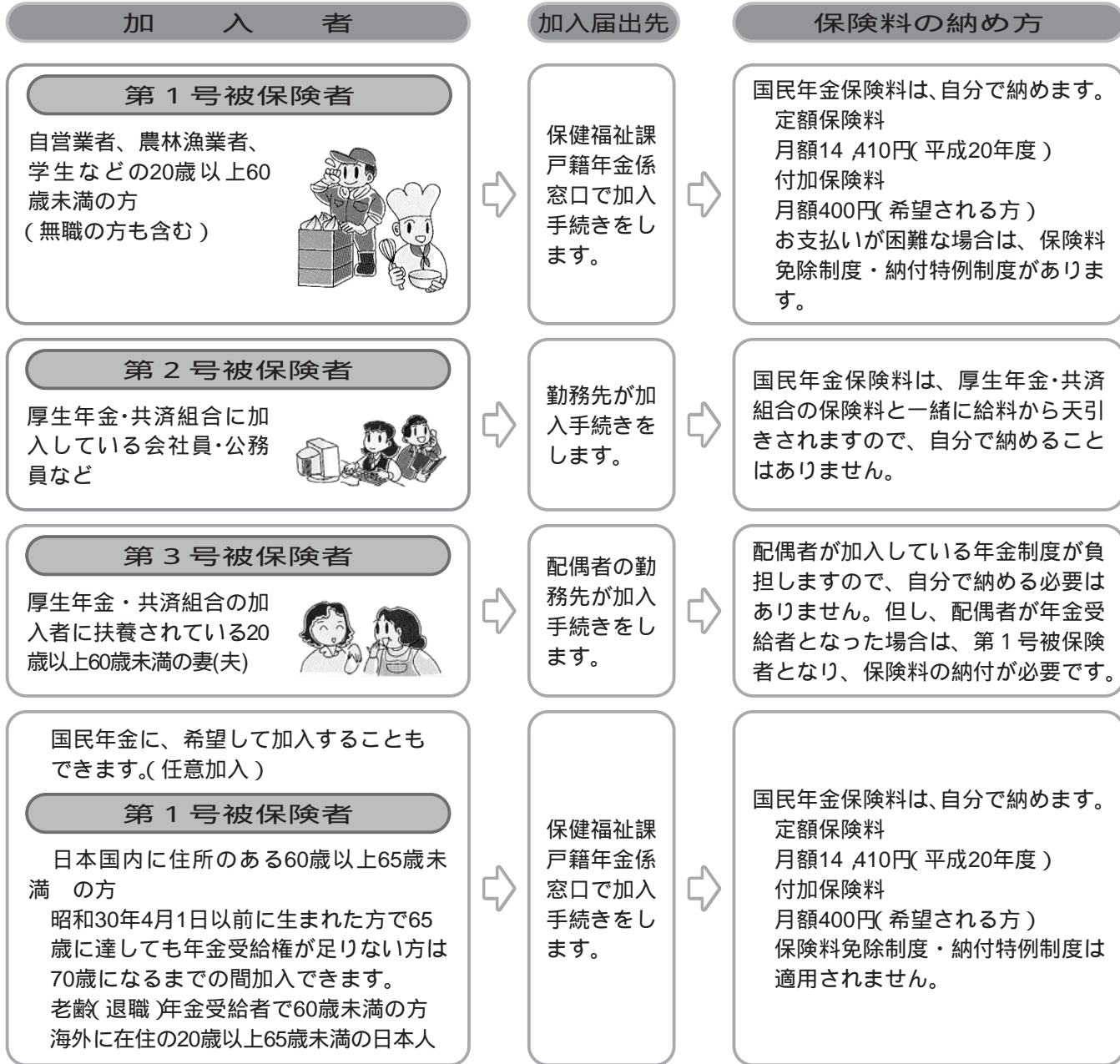


国民年金制度のお知らせ

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、きちんと保険料を納めていれば確実に年金が受け取れます。また、老後の保障だけでなく、病気や事故で障害者になったり、生計維持者が死亡したときの不測の事故にも備えます。自営業や学生、厚生年金や共済組合に加入している方やその配偶者も、みなさんが国民年金に加入して基礎年金を受ける制度です。

保健福祉課戸籍年金係 ☎52 2144



Q. 国民年金から、どのようなときに、どんな年金が受けられますか？
 A. 3つの基礎年金があなたの老後と万一のときをサポートします。

| 老後のために 老齢基礎年金 | もしも、病気やけがで障害が残ったら 障害基礎年金 | もしものとき、残された家族のために 遺族基礎年金 |
|--|---|--|
| 国民年金保険料を納めた期間や免除期間などを合わせて、25年以上ある方が、65歳になったときから受けられます。 希望により60歳から65歳になるまでの間に繰上げて減額された年金を受けるとか65歳以降70歳までの間に繰下げて増額された年金を受けることもできます。 注)「4分の1」「半額」「4分の3」の各免除制度は、所定の保険料を納めなければ未納となりますので、忘れずに納めましょう。 | 国民年金加入中に病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の病気やけがなどで一定の障害の状態になったときに受けられます。また、子の人数によって加算があります。ただし、国民年金保険料を一定期間以上納めていることが必要です。 年金額 1級 990,100円 2級 792,100円 (加算額:子1人につき227,900円、3人目以降75,900円) | 国民年金に加入している方などが亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた子のある妻または子に、子が18歳に達する年度末(3月31日)まで受けられます。障害のある子の場合は20歳に達するまで受けられます。ただし、亡くなった方が国民年金保険料を一定期間以上納めていることが必要です。 年金額 1,020,000円(子のある妻) (定額:792,100円+子1人の加算額227,900円) |

保険料を未納のままにしないでください
 保険料を納めるのが困難なときは〇〇
ご不明な点・手続きは保健福祉課戸籍年金係(役場5番窓口)へ

| 第1号被保険者の方は「国民年金保険料免除制度」 | 30歳未満の方は「若年者納付特例制度」 | 学生の方は「学生納付特例制度」 |
|--|---|---|
| 保険料の全額が免除される「全額」と所定の保険料を納める「4分の1」「半額」「4分の3」の各免除制度があります。収入が少なく保険料の納付が困難なときは、保健福祉課戸籍年金係へ申請し、社会保険事務所で承認されると、申請した月から保険料の全額または一定の保険料が免除されます。(最長で7月から翌年6月までの1年間) 各免除制度の判定基準 本人と配偶者と世帯主の前年所得により審査されます。それ以外には天災・失業・倒産などを理由とするときに限られます。 | 世帯主などの前年所得が免除基準を超えて免除制度の該当とならない30歳未満の方で、収入が少なく保険料の納付が困難なときは、保健福祉課戸籍年金係へ申請し、社会保険事務所で承認されると、申請した月から保険料の納付が猶予されます。(最長で7月から翌年6月までの1年間)平成28年度までの時限措置となります。 | 学生本人の前年所得が68万円(給与収入で133万円)以下であれば、保健福祉課戸籍年金係へ申請し、社会保険事務所で承認されると、申請した月から年度末(3月)まで保険料の納付が猶予されます。学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校の学生などは学生納付特例の対象となりません。 |

申請手続きは毎年必要です

ここが違う！免除、若年・学生納付特例と未納

| | 全額免除 | 「4分の3」「半額」「4分の1」の各免除 | 若年者納付特例 学生納付特例 | 未納 |
|----------------------|--|----------------------------|-------------------|--------------------|
| 老齢年金を受けるための資格期間には | 受給資格期間に入ります | 指定の保険料を納めると受給資格期間に入ります | 受給資格期間に入ります | 受給資格期間に入りません |
| 受け取る老齢基礎年金額は | 免除期間は年金額の6分の1が反映されます | 所定の保険料を納めると一定期間が年金額に反映されます | 年金額に反映されません | 年金額に反映されません |
| 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは | 保険料を納めたときと同じ扱いです | 保険料を納めると全額納めたときと同じ扱いです | 保険料を納めたときと同じ扱いです | 年金を受けられない場合もあります |
| あとから保険料を納めることは | 10年以内なら免除を受けた期間について遡って納めることができます(3年目からは当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます) | | | 2年を過ぎると納めることができません |

老齢基礎年金額 792,100円(平成20年度の満額) 20歳から60歳になるまで(40年間)すべて納付の場合
 老齢基礎年金額の計算式(未納や免除がある場合)

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数(注1)} + (\text{全額免除月数}1/3) + (4分の3免除月数1/2) + (\text{半額免除月数}2/3) + (4分の1免除月数5/6)}{40年間 \times 12ヶ月(注2)}$$

 (注1)第2号被保険者および第3号被保険者の期間を含みます。
 (注2)昭和16年4月1日以前に生まれた方は昭和36年から60歳になるまでの年数

特集
 まちの話題・出来事
 まちの話題・出来事
 国民年金制度
 カメラレポート
 教育委員会通信
 子育て支援センター

特集
 固定資産税
 個人住民税
 まちの話題・出来事
 国民年金制度
 カメラレポート
 運動会
 発信@みなくる